

ラムに限定されている。

近年の比較分析においても、「日本では教育と住宅政策は、一般的には社会政策、または、社会保障の問題とはとらえられていない」(埋橋 2003: 141)という理由から、対象から外されている。

しかし、次に見るように、所得保障に関する研究ですら、収斂理論が主流の時期に、エスピング・アンデルセンの『福祉資本主義の三つの世界』(Esping-Andersen 1990)に先立つ形で、それとは独立した形で、住宅をめぐる資本主義国間の比較分析が行われていた。

III 福祉給付と持ち家率のトレードオフ仮説

1. 初期の国際比較研究—福祉給付と持ち家率のトレードオフ仮説の提起

社会学者のケメニーは、住宅が比較分析の対象

から外されてきた理由として、ウイレンスキーと同様に、住宅が社会構造に埋め込まれているという特殊性を指摘している(Kemeny 1992: 79-80)。ケメニー(Kemeny 1980)はこの問題に対して、持ち家率、すなわち住宅の保有形態をめぐる指標³⁾を用いることによって、住宅政策の多国間比較への道を切り開いた。具体的には、欧米6カ国(スウェーデン、西ドイツ、オランダ、イギリス、フランス、アメリカ、カナダ、オーストラリア)の1970年代までのデータであり、資本主義体制であることや、経済が豊かであることが、必ずしも持ち家率の高さと結びつくわけではないことが分かる(表5を用いて後で詳しく検討する)。さらにそのデータから、福祉給付の水準と持ち家率との間にトレードオフ関係が成立しているとの仮説を提起した(表1)。その上で、さらにオーストラリア、イギリス、スウェーデンの3カ国について、データをもとに検討

表1 OECD 8カ国における持ち家率と福祉の統合指数

国名	持ち家率(1950)	持ち家率(1973)	政府支出の 対GNP比(1976)	租税のGNP比 (1968-1970)	直接税の所得に 占める割合(1978)
スウェーデン	45	40	49.8	43.0	34.4
西ドイツ	42	35	41.7	34.0	27.8
オランダ	30	33	52.2	39.7	not available
イギリス	26	52	41.5	36.6	21.5
フランス	35	45	40.0	36.3	19.8
アメリカ	50	62	33.0	27.9	19.3
カナダ	60	60	36.4	30.2	20.1
オーストラリア	45	66	28.6	24.4	15.9

出典: Kemeny (1980: 382)

表2 オーストラリア、イギリス、スウェーデンにおける持ち家率と社会保障

国名	持ち家率 (1970/71)	公営賃貸または 原価賃貸に 居住する世帯 (%)	全最終消費支出 に占める 政府の最終 消費支出(%)	社会福祉と 保健医療に係る 全政府支出 (一人当たり, \$)	平均所得に 占める既婚者への 公的年金の 割合(%)	週平均賃金に 占める失業 給付の割合 (%)
オーストラリア	68	6	24	340	25	23
イギリス	55	33	33	500	30	38
スウェーデン	35	50	47	650	66	82

出典: Kemeny (1980: 383)

を行っている(表2)。

この論文は、「持ち家とプライバタイゼーション」というタイトルから分かるように、イギリスなどにおける当時のプライバタイゼーションの潮流を背景に書かれたものである。そこでの国際比較は、本人も認める通り非常にラフなものであるが、(特に高齢期の)福祉給付と持ち家率との相互関係の究明・考察を目的としていた。第一に、福祉給付が住宅保有形態を規定する側面であり、高齢期の福祉給付が低水準な国では、若年期から老後に備えた住宅購入のインセンティブが高まるとする。第二に、逆に住宅保有形態が福祉給付を規定する側面であり、持ち家が主流の社会では、ローン返済により租税や社会保険料の負担能力が制約されること、ローン完済後の退職期に住居費が安くて済むことから、公的な福祉給付の引き上げ圧力が抑制される、とする(Kemeny 1980: 384)。

2. トレードオフ仮説は妥当か?—先進18カ国についての検証

ケメニー(Kemeny 1980)が提起した、持ち家率と福祉給付の水準とのトレードオフ仮説は、その後15年以上にわたって広く顧みられることはなかったが、近年オセアニアの福祉国家研究の大家であるキャッスルズ(Castles 1998)が注目して検証を試みている。

キャッスルズは、日本を含むOECD加盟国の持ち家率のデータ表5を用いて、トレードオフ仮説の時系列的な検証を試みている。それによると、表6で、保健分野を除けば逆相関がみられることから、ケメニーの仮説がおおむね妥当すると結論づけている。

ただし、この議論に対し、2点ほど留保を加えなければならない。第一に、各国で持ち家率が上昇した1990年においてはその関係が弱まっており、別途説明が必要となる(この点については次で論ずる)。第二に、先進国18カ国のサンプルの

うち、スイスは外れ値として除外されていること、個別の国々の分析では、逆相関が成立しない事例(アイルランド(Fahey 2003))が指摘されていることから、統計学的な判断には議論の余地が残る。いずれにせよ、多国間比較が可能なデータの整備や、統計学的に妥当な解釈等をめぐって、議論を深める必要があることは確かだろう。

なお、我が国についてもトレードオフ仮説が当てはまるか否か、という問い合わせが、本稿の範囲では解答する準備ではなく、今後の課題となるだろう。また、表3において、我が国の持ち家率が1960年代から70年代にかけて急落しているのは、向都離村などの社会移動があったためである。都市化の進行によって、持ち家率が下がるということは、現在でも大都市を抱える都道府県において持ち家率が低いことからも確認できるが、このこととトレードオフ仮説との関係については、さらなる議論が必要であろう。

表3 先進諸国の持ち家率(%, 1960-1990)

国	1960	1970	1980	1990
アイルランド	60	71	76	81
ニュージーランド	69	68	70	71
オーストラリア	63	67	71	70
イギリス	42	49	56	68
フィンランド	57	59	61	67
イタリア	45	50	59	67
アメリカ	64	65	68	64
ベルギー	50	55	59	62
カナダ	66	60	62	61
日本	71	59	62	61
ノルウェー	53	53	59	59
オーストリア	38	41	48	55
フランス	41	45	51	54
デンマーク	43	49	52	51
オランダ	29	35	42	44
スウェーデン	36	35	41	42
ドイツ	29	36	40	38
スイス	34	28	30	30

出典: Castles (1998: 8)

表4 持ち家の水準と政府の歳入および歳出との相関関係

	歳入 ¹⁾	歳出 ²⁾	社会保護総計 ³⁾	年金 ³⁾	保健医療 ³⁾	その他 ³⁾
1960	-.79*** (-.60***)	-.76*** (-.48**)	-.75***	-.68***	-.14	-.61***
1970	-.61*** (-.36)	-.61*** (-.25)	-.81***	-.71***	-.53**	-.56**
1980	-.68*** (-.45*)	-.59** (-.21)	-.76***	-.71***	-.34	-.58**
1990	-.52** (-.26)	-.54** (-.15)	-.54**	-.40	-.24	-.40

注：1) 歳入データは1965年以降のものである。

2) ニュージーランドの歳出に関するデータは欠損している。

3) 社会保護総計、および各要素のデータからはスイスが欠落している。丸括弧内の数値はスイスを含めたものである。有意水準はアスタリスクの数に対応している(*=<.1; **=<.05; ***=<.01)。

出典：Castles (1998: 10)

3. 持ち家率の上昇と、北欧をめぐる解釈

ケメニーが提起したトレードオフ仮説は、1970年代までのデータに依拠している。表1で見た通り、90年代以降、各国で持ち家率が上昇傾向にあり、北欧でも例外ではない。このことをめぐって、住宅政策の収斂、という野心的な仮説も浮かび上がるが、ひとまずここでは禁欲して、この90年代の変化めぐるケメニーの解釈(Kemeny 2005)を見ていくことにしよう。

ケメニーはスウェーデンを例に、1990年代半ば以降の社会保障改革の影響を指摘する。第一に、公的年金改革によって支給額が全体的に抑制されるとともに、将来の受給額が不明瞭になったこと、第二に、高齢者のケアの削減・切りつめが行われたことにより、将来への不安が生じ、高齢期における支出を抑制するために、住宅取得へのインセンティブが高まった可能性を示唆する。

ケメニーはデータの制約等を踏まえて断定的な論調を極力避けているが、従来のトレードオフ仮説に沿う形で、それを補強した議論であると言えよう。なお我が国では90年代以降の持ち家率はおおむね横ばいであるが、このことと社会保障改革との関係についても解明が待たれるところである。

IV 福祉レジームと住宅イデオロギー

1. ケメニーの比較住宅政策論(1995)

(1) 各国における住宅保有形態の特徴

ケメニーの議論は、もともとエスピニ・アンデルセンの福祉レジーム論とは別個に展開されたものであるが、その後、それに住宅政策を接合し、政治・権力の構造が住宅政策を規定する側面を強調するに至っている。

まず、1993年時点におけるヨーロッパ各国(ただし我が国の状況も加筆した)の住宅保有形態を表5で見ていくことにしよう。ここから、持ち家優位の国と借家優位の国とに分かれることが確認できる。

ある国の持ち家率は、賃貸部門のあり方によって変化する。このため、ケメニーはそこでの公的な規制・補助のあり方に注目して、デュアリズム(二元化モデル)とユニタリズム(一元化モデル)という住宅政策におけるイデオロギー的対立軸を提起している。エスピニ・アンデルセンの福祉レジーム論—福祉レジームとは、「福祉の生産が国家と市場と家庭の間に振り分けられる、その仕方」(Esping-Andersen 1999=2000: 116のことである—との対応

表5 各国における住宅保有形態の特徴

国名	持家	借家			その他	住宅保有の特徴	住宅政策 イデオロギー
			民間賃貸	社会賃貸			
アイルランド	80	20	9	11	—	持家優位	デュアリズム
スペイン	76	18	16	2	—	持家優位	デュアリズム
フィンランド	72	25	11	14	—	持家優位	ユニタリズム
ギリシャ	70	26	26	0	—	持家優位	デュアリズム
イタリア	67	14	8	6	19	持家優位	デュアリズム
ルクセンブルク	67	33	31	2	—	持家優位	デュアリズム
イギリス	66	34	10	24	0	持家優位	デュアリズム
ポルトガル	65	32	28	4	3	持家優位	デュアリズム
ベルギー	62	37	30	7	—	持家優位	デュアリズム
ノルウェー	60	22	18	4	18	持家優位	デュアリズム
フランス	54	38	21	17	8	借家優位	ユニタリズム
デンマーク	50	42	24	18	8	借家優位	ユニタリズム
オランダ	47	53	17	36	0	借家優位	ユニタリズム
スウェーデン	43	38	16	22	19	借家優位	ユニタリズム
オーストリア	41	45	22	23	14	借家優位	ユニタリズム
ドイツ	38	62	36	26	—	借家優位	ユニタリズム
スイス	31	63	60	3	6	借家優位	ユニタリズム
ヨーロッパ平均	56	39	21	18	5		
日本(1993)	59.8	33.5	26.4	7.1	5	持家優位	デュアリズム
日本(1998)	60.3	34.2	27.4	6.7	3.9	持家優位	デュアリズム

注：日本における「その他」は給与住宅である

出典：佐藤（1999：18）に筆者が加筆

関係についていえば、デュアリズムは商品化・階層化と親和的であるのに対し、ユニタリズムは、脱商品化・脱階層化を志向するという特徴をもつ（図1）。それらの概念の詳しい説明は次の通りである。



図1 デュアリズムとユニタリズムの関係

(2) デュアリズム(二元化モデル)
 社会賃貸部門(家賃は、建設・維持・管理に要する原価から決定される)を民間借家市場(家賃は、土地または建物所有者の利益の最大化という

観点から決定される)から分離するモデルである。そこでは持ち家取得が優遇される(持ち家取得が権利と見なされる場合もある⁴⁾)一方で、賃貸市場に対する公的介入の最小化が志向される。

したがって民間賃貸(利益賃貸)部門では、住宅不足期には利益の獲得を目指して家賃が高騰する一方、住宅過剰期には投資効率が悪いため、投資が極端に控えられ、ストックの減少・質の悪化が生じる傾向がある(Kemeny 1995: 16)。相対的に高所得な者は安定的な居住を求めて持ち家取得に走るため、民間賃貸住宅の入居者は低所得層に偏ることになる⁵⁾。このため、投資による大きな利益は期待できず、零細家主による経営になる傾向がある。

さらに、民間賃貸の家賃も負担できない貧困層に対しては、残余的なセーフティ・ネットとして、公営賃貸住宅を提供せざるを得ない。公的介入の最小化を目指しながら、結局ある程度の直接供給を強いられるというアイロニーがそこでは生ずることになる(Kemeny 1995: 16)。

デュアリズムが見られる国の一例として、イギリス⁶⁾、アイルランド、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイスランド、フィンランドをあげることができ、(Kemeny 1995: 56)、これらはエスピニ・アンデルセンの「自由主義」グループに対応する(佐藤 1999: 19)。

(3) ユニタリズム(一元化モデル)

社会賃貸部門を民間借家市場に統合するモデルである。そこでは、どの住宅保有形態を選択するかをめぐって中立性を確保する(賃貸住宅=低所得層という対応関係を薄める)ために、住宅の質と負担可能な家賃の維持が図られる。具体的には、住宅手当・広さ・建て方等についての公的な規制・給付が積極的に導入される(原価賃貸の拡張)。また、民間の借家建設にも公的資金援助・低利融資・税額控除等がなされる(民間賃貸の利益中心主義の否定)。このため、原価賃貸のストックが増え、利益賃貸の家賃の引き下げ圧力が働くことになる(Kemeny 1995: 56)。この施策の例として、ドイツの「社会住宅」⁷⁾などを挙げることができる(Kemeny 1995: 26)。

ユニタリズムが見られる国の一例として、スウェーデン、オランダ、ドイツ、スイス、オーストリア、デンマークをあげることができ(Kemeny 1995: 58)、これらはエスピニ・アンデルセンの「社会民主主義」または「コーポラティズム」(保守主義)グループに対応する(佐藤 1999: 19)。

2. コーポラティズム

それでは、住宅レジームをめぐる以上のような

「選択」は、いかにして説明できるのだろうか。既に述べたように、ケメニーは、エスピニ・アンデルセンの権力資源動員論を住宅に応用している。

具体的には、ケメニーは、住宅政策をめぐる選択の相違を、「コーポラティズム」概念から説明している⁸⁾。ケメニーはコーポラティズム理論と労働者階級動員理論の発想法の違いを、ダニエル・ベルの「イデオロギーの終焉」理論への認識の相違から説明する。すなわち、前者は福祉国家をコーポラティズム的な妥協の産物ととらえ、資本主義の勝利を体現したものだととらえる。これに対して後者は、労働者の支持獲得において優位に立ったものだととらえて、社会主義への道を体現したものだととらえる。これに対してケメニーは、両者を相反するものであるとはとらえず、代わりにスカンジナビア諸国を「労働者主導のコーポラティズム」と位置づけてコーポラティズム理論への回収を図っている(Kemeny 1995: 65、小玉 1999: 8)。

ここで問題とされるのが、民間地主(private landlordism)の地位の強弱である。民間地主(原価賃貸を求める組織・運動も同様である)の地位が低い—すなわち二大政党制—とデュアリズムになり、高い—すなわちコーポラティズムとユニタリズムになる、との説明がなされている(Kemeny 1995: 66)。しかし、これらの二つの類型に分岐するに至った政治過程—地主階級を含む多様な利害が政治に反映されたかどうか—について、具体的な説明は与えられていないという欠点がある(小玉他 1999: 10)。そこで、Vで我が国の住宅政策を例にとって、この視点から論ずることにしよう。

3. エスピニ・アンデルセンとケメニーの議論 の対応関係

ケメニーの議論は、エスピニ・アンデルセンの類型論を意識してつくられているものの、本来は直接一致・対応するものではない。しかしバルキン(Balchin 1996: 14)は、福祉レジーム論の三類型を、

表 6 西欧における福祉レジームと賃貸市場の関係

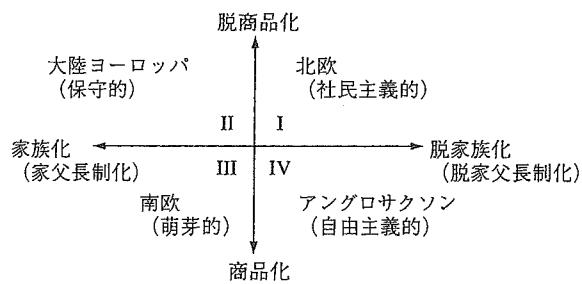
福祉レジーム	賃貸市場	国名
社会民主主義	ユニタリズム	スウェーデン
	ユニタリズム	デンマーク
	ユニタリズム	ノルウェー
	ユニタリズム	フィンランド
過渡的	ユニタリズム	オランダ
保守主義	ユニタリズム	ドイツ
	ユニタリズム	オーストリア
	ユニタリズム	スイス
過渡的	ユニタリズム	フランス
自由主義	デュアリズム	アイルランド
	デュアリズム	イギリス
萌芽的(rudimentary)	デュアリズム	イタリア
	デュアリズム	スペイン
	デュアリズム	ポルトガル
	デュアリズム	ギリシャ

出典：Balchin (1996: 14)

質的な相違をふまえて四類型へと修正して、表6の形で対応関係を整理している。

表6における類型のうち、「萌芽的」レジームは、あとで詳細に論ずるように、南欧諸国に対応している。これは、住宅イデオロギーにおいては商品化・階層化と親和的なものであるが、それだけでなく、(特に若年層の居住において)家族の役割を強調するものである(エスピング・アンデルセンの「家族主義」に相当する)。

このあたりの説明は、武川(1999: 156)による4次元モデルを援用するとわかりやすい(図2)。武川は家族主義の代わりに「家父長制化」というタームを用いているが、本稿の文脈では家族主義としてもさしつかえないだろう。このモデルは、商品化・脱商品化の軸と、家族化・脱家族化の軸を交差したものである。住宅イデオロギーについていえば、IとIIがユニタリズム、IIIとIVがデュアリズムに対応する。ここで重要なのがIIとIIIの相違である。どちらもヨーロッパのカトリック諸国であるが、住宅の場合、II(ドイツなど)では社会化・脱商品化が進んでいるのに対し、III(イタリアなど)ではそ



出典：武川(1999: 156)を改変

図2 資本制と家父長制(家族主義)から見た
福祉国家の類型

れが進んでおらず、家族の果たす役割が大きい。具体的には、次で述べるように、若年層の多くが親元に居住していることがあげられる。

4. 南欧—福祉レジーム論における南欧の位置づけと住宅

エスピング・アンデルセン(Esping-Andersen 1990=2001)では、大陸ヨーロッパ諸国はカトリックの封建的遺制が残存する保守主義レジームと一括されるが、その一方で「南欧モデル」の独自性を強調する反論も存在した(Ferrera 1996)。この反論に対して、エスピング・アンデルセンは、南欧とそれ以外の大陸ヨーロッパとを分ける根拠に乏しい、と統計分析の結果に基づいて指摘している(Esping-Andersen 1999=2000: 139)。しかし、それに先立つ別の論文では、「社会保険アプローチの指導的かつ最も包括的な典型」であるドイツと「完全ではないがかなりの『家族主義的』福祉国家の例」であるイタリアとを対比・検討するとともに、南欧諸国の特徴として「現金による所得移転が寛大であることと、社会サービスに関する給付がほとんど存在しない」と指摘する(Esping-Andersen 1996=2003: 108)など、若干の議論のぶれを見て取ることができる。

しかし、表5に立ち戻って、エスピング・アンデルセンがこれまで議論してこなかった住宅にも目を

向けると、両者の差異が明確になる。すなわち、南欧を除く大陸ヨーロッパ諸国はユニタリズムであるのに対し、南欧諸国はデュアリズムであって持ち家率が高いことが分かる。エスピング・アンデルセンは1990年代以降の福祉レジーム変容をめぐつて、「われわれの三つの福祉レジームはその内的な論理に従っているようである」と述べており(Esping-Andersen 1999=2000: 230)、基本的には「経路依存性」から説明を試みている。そこでは、保守主義レジームの近年の特徴として、新たなりリスクと新たな責任の多くが家族に押しつけられている、との指摘がなされているが、南欧における居住の場合、それが顕著である。

保守主義レジームの問題点として、性分業が第一に指摘されるが、近年ではそれに加えて若年層の教育から職業への移行の危機も指摘される。例えばエスピング・アンデルセンは、「南欧では桁はずれに高い若年失業率に悩まされている。利用可能なデータによれば、イタリア、スペインでは、若年失業者の約90%が相変わらず両親に扶養されている(Esping-Andersen 1990=2001: xv)と指摘する。また、スペインでは、26歳から29歳までの若者のうち、親元にいる者が1990年には25%に過ぎなかつたものが、1996年には46%へと急上昇し、2000年には50%へと達したという⁹⁾(Moreno-Minguez 2003)。

南欧各国では持ち家政策を背景に、持ち家率が上昇傾向にある。例えば、スペインで50.55%('60)→63.4('70)→73.1('80)→77.5('90)、イタリアで40.0('51)%→45.8('61)→50.8('71)→58.9('81)→68.0('91)という変遷を辿っている(Padovani 1996: 192)。逆に言えば、賃貸住宅市場がデュアリズムを取っていることを意味しており、民間賃貸住宅の家賃が高く、労働市場の悪化に直面した若年層が、親への依存・同居の長期化という適応戦略を選択したのである。

5. オセアニア諸国—持ち家政策の再評価?

ところで、キャッスルズは従来、従来の福祉国家分析が歐州中心であることに異議を唱えてきた。例えば、エスピング・アンデルセンの脱商品化は、年金・疾病給付・失業給付といった社会保障給付の充実度として定義・構成され、定義上働いていない(働けない)時期の支えとなるものである。この図式のもとでは、社会保障給付の水準が低い英格ロサクソン諸国は「自由主義レジーム」(または残余的福祉国家)と位置づけられるが、キャッスルズによれば、これは物事の一面しか見ていない議論である。なぜなら、例えばオーストラリアでは、完全雇用および賃金の平等化が達成された良好な労働市場という、社会保障給付とは別の手段・機構によって、福祉国家の機能を代替しつつ、それと同様のパフォーマンスを得る「賃金稼得者の福祉国家」を実現してきたからである(Castles 1985=1991)。

近年、キャッスルズ(Castles 1998)は、このような福祉レジーム論の見直しの一環として、住宅政策のあり方が再分配に与える影響を考察している。具体的には、労働市場が良好であれば現役期に持ち家が取得可能になり、それが老年期における社会保障給付の必要度を下げる(=家さえあれば、少額の年金でも何とか生活できる)というライフサイクル的再分配の視点が導入されている。住宅購入に要する負担は比較的若年期に始まり、退職前にはほぼ終了するため、持ち家政策を推進してきた英語圏のいわゆる「新大陸」諸国(オーストラリアがその典型である)では、(社会保障給付とは別の手段によって)老年期の貧困が抑制・緩和されているという(Castles 1998: 12)。

具体的には、各国の55歳以上の人員の所得不平等度(ジニ係数)(表7)と持ち家率(表8)が検討される。持ち家率が高い国では、低所得層の持ち家率も高い傾向がある(表7)。例えば、アメリカの最低所得層(第1十分位)の持ち家率は、オーストラリア、ドイツ、オランダ、スウェーデンの平均よりも

表7 可処分所得十分位別所得(世帯主が55歳以上の退職者世帯、課税・移転後)

国名	年	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	ジニ係数
オーストラリア	1989	4.3	6.2	6.6	7.1	7.7	8.3	9.6	11.4	14.2	24.7	0.28
オーストリア	1987	4.7	6.2	7.2	8.1	9.0	9.8	10.8	12.0	13.8	18.5	0.21
ベルギー	1988	4.4	6.2	7.1	8.0	8.8	9.6	10.3	11.5	13.9	20.1	0.23
カナダ	1991	4.1	6.0	6.8	7.5	8.2	9.1	10.2	12.1	14.4	21.5	0.26
ドイツ	1989	1.8	5.4	6.8	7.8	8.7	9.8	10.5	12.9	14.7	21.7	0.29
オランダ	1987	4.5	6.5	7.0	7.9	8.1	9.2	9.9	12.2	14.4	20.3	0.23
ノルウェー	1986	5.9	6.8	7.3	7.8	8.6	9.4	10.4	11.7	13.4	18.8	0.20
スウェーデン	1987	6.0	7.5	8.1	8.8	9.1	9.6	10.4	11.2	12.7	16.5	0.15
アメリカ	1991	2.6	4.3	5.4	6.4	7.6	9.0	10.6	12.7	15.9	25.7	0.34

出典：Castles (1998: 13)

表8 可処分所得十分位別の持ち家率(世帯主が55歳以上の退職者世帯)

国名	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均
オーストラリア	1989	76	73	74	77	81	81	84	88	88	90	81
オーストリア	1987	42	47	41	46	45	56	51	50	52	59	49
ベルギー	1988	70	75	66	68	66	77	77	71	78	87	74
カナダ	1991	63	64	64	64	71	72	83	81	85	86	73
ドイツ	1989	39	54	48	45	50	46	36	45	37	51	45
オランダ	1987	46	44	27	21	17	22	32	37	30	56	33
ノルウェー	1986	31	27	40	36	58	44	49	56	47	58	45
スウェーデン	1987	30	39	33	29	36	36	50	44	52	56	41
アメリカ	1991	58	68	68	75	81	85	86	88	90	92	79

出典：Castles (1998: 14)

高い。住宅を所有することによる帰属所得の額は、住宅を所有する低所得者ほど大きくなる傾向にあることを考慮すれば、見かけ上の所得不平等は、帰属家賃を考慮すれば緩和されるため、高齢者間の平均所得のギャップが、全人口間のそれに比べると小さくなる、と結論づけられている。

以上の議論は、高齢期の生活保障について、社会保障を充実するか、持ち家を推進するかという戦略の違いとして理解するものであり、どちらの戦略が優れているかは一概には言えない、ということになる。

しかし、持ち家推進政策によるライフサイクル的再分配の恩恵にあずかるのは、家を所有できた人々、特に高齢により労働市場から退出した人々であって、蚊帳の外に置かれた障害者、シングルマザー、長期失業者の問題が消えるわけではない(Castles 1998: 12)。さらに、持ち家による貧困の

緩和度は、所得移転を主たる手段とする社会保障政策によるそれに比べて劣る、との国際比較研究も提起されていることにも注意が必要である(Fahey, Nolan, Maitre 2004)。

V 福祉国家論と日本の住宅政策—企業福祉の縮小と低所得者への住宅保障

1. 日本の福祉レジーム論における位置づけと、南欧との異同

ここで福祉レジーム論における、我が国的位置づけを、南欧と比較しつつ見ていくことにしよう。

まず共通点としては、両者とも家族主義が強く、エスピニ・アンデルセンのいう保守主義レジームに含まれるとされることが挙げられる。その一方で、我が国の場合、自由主義レジームにおいて主要な

役割を果たす、企業福祉の比重が大きいとし(Esping-Andersen 1999=2000: 142)、特にそれは住宅供給において顕著である。

もっとも、「国家が企業福祉に対して税制上の優遇措置を取る場合には、それは資本蓄積上の重要な手段ともなりうる」(新川 1993: 46-47)側面があるため、保守主義と自由主義の相違は、ある意味では相対的なものであり、融合しているという方が適切である。以下では、企業福祉における住宅供給の役割と、低所得者への住宅保障問題について検討する。

2. 企業福祉と住宅供給

我が国では行政主導による住宅の社会化が行われることはなかった。また、労働組合の側も、労働者の多くが持ち家中心の農村から都市への社会移動を経験しており、「自分の土地で自分の家がほしいという」強い持ち家イデオロギーを持っていたとの証言がある(公文 1991: 798)。これらの要因を背景に、1950年代までに、持ち家取得者を対象とする住宅金融公庫(1950年)・低所得層を対象とする公営住宅(1951年)・両者の中間を対象とする公団住宅(1956年)といった階層ごとに応じて住宅政策が成立するに至る。

佐藤岩夫によれば、我が国は典型的なデュアリズムに該当する(佐藤 1999: 269)。IVで見たように、デュアリズムのもとでは借家に関する規制の撤廃・自由化政策が志向されるのに対し、ユニタリズムのもとでは規制の存続・強化政策が志向される傾向にある。しかし、我が国では、これは、デュアリズムのもとで不安定になる借家人を保護することを目的に、裁判所による紛争処理の過程において、判例法の形で規制が行われてきた。

このようなデュアリズムがもたらす逆機能の緩和戦略として、我が国では佐藤が注目する借家法制のほかに、企業福祉の形での住宅供給(給与住宅=社宅)が大きな役割を果たしてきたことが指摘

できる。使用者による住宅供給は、労務管理機能があるため、ILO勧告では望ましくないこととされている。しかし戦後ある時期までは、「労働組合は賃上闘争における生活給要求の一環としての考え方方に立って、従業員=組合員の住宅問題の保証を、「(給与)住宅よこせ」の形で企業に要求していた」(戸坂 1956: 54)。住宅購入までの間の仮の宿としての社宅を求める従業員の意向と、企業福祉によって従業員の忠誠心の確保を図る企業の意向と、経済政策の一環として社宅供給を後押しする低利融資・税制優遇措置(=国家による財政福祉)とが絡み合うことによって、いわゆる日本型雇用の成立と再生産が行われるに至ったのである。

3. 持ち家政策と低所得者の住宅保障問題

我が国では、持ち家政策が中心であり、住宅の社会化への志向が弱かったことは既に述べたが、戦後期に行われた、建設省と厚生省による住宅行政の主導権争いは検討するに値するだろう。具体的には、戦災復興・国土建設の一環として住宅行政の一元化と住宅不足解消を目的とした建設戸数主義(質は二の次)を掲げる「公営住宅法案」と、社会事業の伝統をもつ厚生省の「厚生住宅法案」との対立である。

しかし、この対立は、妥協の産物として第二種公営住宅(国庫補助率が大きく、低所得層もターゲットにする)が創設されることで、事実上の建設省の勝利の形で決着した。その背景として、当時の厚生官僚は、生活保護法上の「宿所提供的施設」との絡みから、困窮者を収容するというよりは、その少し上の「ボーダーライン階層」をターゲットにするといううたい文句を取ったので、アピール力が弱かった、と証言している(越田 1991: 314)。また、彼らにしても、民間自立建設を基本としており、「厚生住宅」とは、あくまでも残余的なものに過ぎなかった。

逆に建設省案には公営住宅の払い下げ条項が

盛り込まれているが、この背景として、「居住者に払い下げて、自宅としてもってもらえば、住宅のメンテナンス上もいいし、民心の安定にもつながる」(川島 1991: 283)と考えたためであるとの行政官の証言がなされている。行政官は共通して持ち家の取得を基本と考えており、公営住宅さえその過程に位置づけていた。

以上のような経緯から、社会保障としての低所得者への住宅保障は、生活保護における「住宅扶助」と、前述した公営住宅(特に第二種)などの施策が行われるにとどまる。

その一方で、従来の住宅政策にも変化が見られる。ローン破産の増加や、住宅金融公庫の廃止(2007年3月予定)は、持ち家政策の揺らぎを表すものである。また、一定の基準を目指す賃貸住宅に公的な補助を行う特定優良賃貸住宅(特優賃)制度が1993年から導入されている。さらに、住宅を所有しているにもかかわらず、日々の生活費に困窮する高齢者向けに、リバース・モーゲージの一種である、「長期生活支援資金」が生活福祉支援資金貸付制度の中に創設されている。これらの制度改革が、我が国の住宅供給のあり方をどのような影響を与えるか、予断を許さない。

VI 福祉の理念の変化と住宅政策—ノーマライゼーションの理念とバリアフリー施策の展開—

かつて障害を持つ人々が福祉サービスを受けながら暮らす場は施設であることが多かった。これに対して、デンマークでは、1958年に障害者の親たちから家族とともに暮らし、成人してからは障害者本人が普通の生活条件で暮らしていく条件を求める動きが現れ、バンク・ミケルセン(Bank-Mikkelsen, Neils Erik)によるデンマーク社会省報告書に基づき、1959年にこの理念を含む知的障害者を支援する法律が制定された(河野・関川 2002:

ch.1-4)。その後、この考え方は、バンクト・ニーリエ(Nirje, Bengt)によりスウェーデンの福祉施策にも取り入れられ、「全ての知的発達障害者の日常生活を、普通の生活をしている一般市民の生活や条件、環境に近づけること」と、今日広く受け入れられているノーマライゼーションの理念として定着した。

この理念は、その後、福祉国家の類型では北欧と異なるイギリスとアメリカとで、それぞれ固有の方向に発展することとなった。イギリスでは、コミュニケーションケアと結びついて、精神障害者の入院施設からの解放と高齢者・障害者の地域生活の保障つまりこれらの人々に対する地域ケアの発展を実現した。一方、アメリカでは、ノーマライゼーションの理念は、ヴォルフェンベルガー(Wolfensberger, Wolf)が指摘するように障害者の自立生活運動を発展させる大きな要因となり(井上 1998)、これと公民権運動以来の人権思想の展開が相まって、1990年にADA(障害を持つアメリカ人法)を成立させた。障害を持つ人々が自己決定に基づいて暮らす自立生活を実現するためには、どこに住むか、その住まいを障害に応じてどのように適応させるか(改造するか)ということが解決されなければならない。このような課題に応えるために、公民権運動を受けて1968年に成立し、住宅における人種差別禁止を規定した公正住宅法(Fair Housing Act)が1988年に改正され、住宅における障害を理由にした差別禁止を盛り込んだ公正住宅修正法となった(古瀬 1998)。こうしてアメリカでは、障害者が居住する際に困難を感じさせる建築上のおよび社会的な諸要因を取り除くという意味でのバリアフリーの理念が具体化していった。

日本においては、北欧に発するノーマライゼーションの理念から生まれた二つの流れが相互に作用しながら、社会福祉の対象となる人々の居住環境を整える施策のあり方に影響を及ぼした。1990年代に入り、イギリスにおいて展開した流れは、日本では「地域福祉計画(福祉のまちづくり)」となり、

アメリカを経て発展した流れは「福祉の都市基盤整備（福祉のまちづくり条例）」もしくは「バリアフリーのまちづくり」となった（井上 1998）。

同じ時期、高齢化がいっそう進む中で、高齢者については、加齢とともに身体機能の低下が生じやすくなることに配慮して、たとえ機能が低下しても住むことのできる住宅を整備することの必要性が認識されるようになり、1995年に高齢者住宅の条件が検討され、1995年には「長寿社会対応住宅設計指針」が発表された（建設省住宅局長通達）。この指針の実効性を持たせるために、住宅金融公庫や年金住宅融資の制度が改められ、一定のバリアフリー基準を満たした住宅建設や購入に対して、低利の融資や割り増し融資を行うことにより、バリアフリー住宅の普及、拡大が図られた。さらに、2001年4月には「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が制定され、これに伴い「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」が制定された（園田 2003, 2004）。

また、バリアフリーの理念は介護保険にも影響を及ぼしている。要介護者の居宅内での生活行動の利便性を高めるとともに介護する家族や介護福祉士の負担を軽減するためにも、住宅がバリアフリーであることが望ましい。こうした観点から、介護保険には住宅改修支援に対する給付¹⁰⁾が含まれることとなった（京極 2001）。

VII おわりに

以上では、比較福祉国家研究における住宅の位置づけと福祉の理念が住宅政策に及ぼした影響について検討してきた。特に、介護保険に住宅改修支援が組み込まれたことは、従来、「社会保障」と住宅政策との関連性が、今日、社会保障において大きな部分を占める社会保険においても生まれたことを意味している。また、介護保険では住宅改修支援の適用が住宅の所有形態から中立的であるこ

とを考慮すると、社会保障における住宅政策の位置づけを行うには、住宅の保有形態に着目した福祉国家論の展開に基づく考察と、福祉の理念の変化が住宅政策に及ぼした影響に関する考察とを合わせた複合的な作業の必要性が理解できる。

従来、住宅は全く顧みられないか、住宅政策単独で議論されるに留まることが多かった。しかし、福祉レジーム（福祉供給・役割分担）という認識枠組が広がることによって、労働市場のパフォーマンスや家族のあり方と、住宅とがいかなる関係を取り結んでいるか、ということも考察されるようになった。それは例えば、持ち家率と社会保障給付との相互関係、持ち家率の高さと貧困予防効果、といった形で多くの論点に及んでおり、我が国の社会保障のあり方にも大きな示唆を与える可能性を含むものである。

また、本稿では詳しく論じるゆとりはないが、これらの議論には都市社会学の領域での大きな発展・飛躍の可能性があることも指摘できよう。例えば前述したケメニー（Kemeny 1980: 385）は、住宅保有形態が都市の空間的配置に大きな影響を与えており、持ち家が主流な社会では、中所得階層以上の者が郊外に住宅地を形成する（それはスプロール現象の原因ともなる）一方で、低所得層が都市に留まって貧困地域化するため、「インナーシティ問題」「都市の財政危機」といった問題を生み出しているとする。今日では、空間的隔離や社会的排除といった論点を、さらに付け加えることも可能であろう。

しかしながら、比較福祉国家論における住宅政策の議論は未だに発展途上にあり、その現状を紹介・分析した本稿も含めて、議論に難駁なところが存在することは否定できない。国際比較データの整備と、それによるより実証的な議論が待たれるところである。

注

- 1) 社会保障研究所編『住宅政策と社会保障』や、東京大学社会科学研究所編『福祉国家』シリーズにおけるいくつかの論文を除けば、極めて少なかった。
- 2) 誤解を招かないように付け加えると、住宅研究の方法論がイギリスにおいて主に発展した、あるいはイギリス一国が分析対象とされてきた、と主張しているわけではない。例えば、バーミンガムにおける住宅をめぐる対立を分析したレックスとムーアの研究(Rex and Moore 1967)は、ウェーバー的な立場から「住宅階級」概念を提起して行われたものである。また、都市の住宅問題を、資本主義の展開に伴って必然的に生じる危機であるとし、フランスにおけるそれをその典型として論ずるカステルの研究(Castelles 1975=1984)も非常に重要である。
- 3) 本稿では以下、所有(保有)関係に限定した議論を行う。ただし、武川(2001)の指摘するように、所有関係だけでなく、家屋の種類(一戸建て・集合住宅の別)という視点もあることも忘れてはならない。例えば、我が国では高度経済成長期に大量に建設・分譲された郊外の集合住宅において、高齢者のバリアフリー問題が生じているが、この問題を論ずる上で家屋の種類という視点は不可欠である。
- 4) 1979年に誕生したサッチャー政権の中で、最も注目を集めたのが、自治体住宅の払い下げ政策であり、借家人が現在居住している住宅「買う権利」を与えるという約束であった(豊永 1998: 87)。
- 5) 金子(1991)によると、我が国においては、1960年代半ば以降に持ち家と民間借家の間の、1970年代以降に持ち家と公営借家・借間との所得格差が広がっていった。これは住宅金融公庫融資等を利用して持ち家取得を急いだためであり、相対的に豊かでないのに高い家賃を支払わねばならない階層が取り残されていったといふ。
- 6) 佐藤岩夫は、社会住宅を地方自治体が大量に直接供給した戦後期イギリスを指して「福祉国家デュアリズム」と呼んだ上で、「社会賃貸部門が低所得階層や社会的少数者のためのセーフティ・ネットであるというデュアリズムの定義からいえば、第二次世界大戦後一九七〇年代末までのイギリスは、大量の公営住宅が建設され、公営住宅が社会構成員の幅広い階層の住宅需要を充足する役割を果たした点でやや変則的なものであった」(佐藤 1999: 326)としている。
- 7) もっとも、ドイツの社会住宅には、持ち家助成も含まれていた。また、大規模団地が郊外に大量に建設され、低所得者や生活上の問題を抱えた集団が集中居住することによるステigma化も生じたことは特筆すべきであろう(大場 1999: 126)。
- 8) エスピング・アンデルセンは、「コーポラティズム」概念

を、ファシズム下のイタリアにおいて見られたような国家権力と企業の融合のことを指す(オールド・コーポラティズム)としてのみ用い、1970年代以降に典型的な、政労使の協調体制(ネオ・コーポラティズム)は含めていない。したがって大陸諸国の福祉レジームはコーポラティズムだが、北欧諸国の福祉レジームをコーポラティズムではない、という政治学の通説とは反する用法になっていることに注意が必要である。ケメニーは両レジームをコーポラティズム概念への回収を図っているのである。

- 9) これは山田昌弘の言う「バラサイト・シングル現象」にはかならない。山田も、その大量発生は基本的には現代日本特有の現象であるとしつつも、「近年、欧米でも、子に対するサポートが長期化し、バラサイト・シングルが広がる気配もある」と指摘する(山田 1999: 162)。
- 10) 介護保険における住宅改修支援は、改修が個人資産の形成につながる面があること、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡等を考慮して、次のような範囲に限定されている。(1)手すりの取り付け(2)床段差の解消(3)滑り防止および移動の円滑化等のための床材変更(4)引き戸等への扉の取り替え(5)洋式便器等への便器の取り替え(6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。住宅改修支援の限度額は、要介護か要介護支援かの区分に拘わらず20万円(20万円に対して、介護保険からその9割の18万円を給付、2万円は自己負担)。一人生涯で20万円まで。ただし、介護状態が非常に重くなった場合または転居した場合は、再度改修支援を利用することが可能。

参考文献

- Balchin, Paul ed., 1996, Housing policy in Europe, London: Routledge.
- Castles, Francis G., 1985, The Working Class and Welfare, Allen & Unwin. (= 1991 岩本敏夫ほか訳『オーストラリア・ニュージーランド福祉国家論』啓文社)
- Castles, Francis G., 1998, The Really Big Trade-Off: Home Ownership and the Welfare State in the New World and the Old, Acta Politica 33(1), 5-19.
- Castells, Manuel, 1977, La Question Urbaine, Paris: Maspero.
- Donnison, David, Ungerson, Clare, 1982, Housing Policy, Harmondsworth: Penguin. (= 1984 大和田健太郎訳『あすの住宅政策—すまいの平等化へ』ドメス出版)
- Esping-Andersen, Gøsta, 1990, The Three Worlds of Welfare Capitalism, Cambridge: Polity Press. (= 2001 岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房)
- Esping-Andersen, Gøsta, 1996, Welfare State Without Work: the Impasse of Labour Shedding and Familialism

- in Continental European Social Policy, Sage. (= 2003 窪誠訳「労働なき福祉国家—大陸ヨーロッパ社会政策における労働削減政策と家族主義の袋小路」埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家—グローバル経済化の適応戦略』早稲田大学出版部 107-140)
- Esping-Andersen, Gøsta, 1999, Social Foundations of Postindustrial Economies, Oxford: Oxford University Press. (= 2000 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業經濟の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治經濟学』桜井書店)
- Fahey, Tony, 2003, Is there a trade-off between pensions and home ownership?: An exploration of the Irish case, Journal of European Social Policy Vol 13(2), 159-173.
- Fahey, Tony, Nolan, Brian, Maitre, Bertrand, 2004, Housing Expenditures and Income Poverty in EU Countries, Journal of Social Policy Vol 33(3), 437-454.
- Ferrera, Maurizio, 1996, The 'Southern Model' of Welfare in Social Europe, Journal of European Social Policy 1996 6(1), 17-37.
- 井上由美子 1998『バリアフリー—サイン計画とまちづくり』中央法規
- 金子勝 1991「企業社会の形成と日本社会—「資産所有民主主義」の帰結」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 5構造』東京大学出版会 125-127
- 川島博 1991「公営住宅法の成立過程」大本圭野編『[証言]日本の住宅政策』日本評論社 263-285
- 河野正輝・関川芳孝編 2002『講座 障害をもつ人の人権 1 権利保障のシステム』有斐閣
- Kemeny, Jim, 1980, Home Ownership and Privatization, International Journal of Urban and Regional Research 4(3), 372-388.
- Kemeny, Jim, 1992, *Housing and social theory*, New York; London: Routledge.
- Kemeny, Jim, 1995, *From public housing to the social market: rental policy strategies in comparative perspective*, London; New York: Routledge.
- Kemeny, Jim, 2005, "The Really Big Trade-Off" between Home Ownership and Welfare: Castles' Evaluation of the 1980 Thesis, and a Reformulation 25 Years on, Housing, Theory, Society Vol 22(2), 59-75.
- 京極高宣 2001「21世紀の高齢者の生活とバリアフリー」『地域ケアリング』第3巻第1号 19-36
- 古瀬敏 1997『バリアフリーの時代』都市文化社
- 古瀬敏 1998「米国の住宅政策：福祉の視点から」『海外社会保障研究』第122号
- 古瀬敏 1998『ユニバーサルデザインとはなにか—バリアフリーを超えて』都市文化社
- 小玉徹 1999「序章 本書のねらいと方法」小玉徹・大場茂明・檜谷美恵子・平山洋介編『欧米の住宅政策—イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ』ミネルヴァ書房
- 越田得男 1991「厚生住宅法の挫折」大本圭野編『[証言]日本の住宅政策』日本評論社 301-324
- 公文昭夫 1991「労働組合における住宅闘争—総評を中心」大本圭野編『[証言]日本の住宅政策』日本評論社 787-814
- Marshall, T. H., 1975, *Social Policy: in the Twentieth Century*, London: Hutchinson. (= 1981 岡田藤太郎訳『社会政策—二十世紀英国における』相川書房)
- Moreno-Minguez, Almudena, 2003, The Late Emancipation of Spanish Youth: Keys for Understanding, Electronic Journal of Sociology 2003(1), Athabasca University (<http://www.sociology.org/content/vol7.1/minguez.html>?PHPSESSID=83874f7a507f2e9382b2b626d99947b7).
- 大場茂明 1996「ドイツの住宅政策」小玉徹・大場茂明・檜谷美恵子・平山洋介編『欧米の住宅政策—イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ』ミネルヴァ書房
- Padovani, Liliana, 1996, Italy, Balchin, Paul ed., *Housing Policy in Europe*, Routledge, 188-209.
- Rex, John, Moore, Robert, 1967, *Race, community and conflict: a study of Sparkbrook*, Oxford University Press.
- 佐藤岩夫 1999『現代国家と一般条項—借家法の比較歴史社会学的研究』創文社
- 新川敏光 1993『日本型福祉の政治経済学』三一書房
- 園田真理子 2003「世界の住宅に関するバリアフリーの考え方」『教育と医学』第51巻第3号 77-84
- 園田真理子 2004「住宅・住環境計画とユニバーサルデザイン」『社会福祉研究』第90号 158-164
- 戸坂嵐子 1956「戦後における給与住宅問題の展開」有泉亨編『給與・公営住宅の研究』東京大学出版会 48-78
- 武川正吾 1999『社会政策のなかの現代』東京大学出版会
- 武川正吾 2001「住環境」平岡公一編『高齢期と社会の不平等』東京大学出版会 93-110
- 豊永郁子 1998『サッチャリズムの世紀：作用の政治学へ』創文社
- Uzuhashi, Ken Takafumi (埋橋孝文), 2001, Japan: Bidding Farewell to the Welfare Society, Palgrave. (= 2003 門林道子訳「日本：福祉社会との訣別」埋橋孝文ほか訳『社会政策の国際的展開—先進諸国における福祉レジーム』晃洋書房 133-158)
- Wilensky, Harold L., 1975, *The welfare state and equality: structural and ideological roots of public expenditures*, Berkeley: University of California Press. (= 1984 下平好博訳『福祉国家と平等』木鐸社)
- 山田昌弘 1996『結婚の社会学—未婚化・晩婚化はつづくのか』丸善
- 山田昌弘 1999『パパ活サイト・シングルの時代』筑摩書房
(きくち・ひであき 国立社会保障・人口問題研究所
社会保険基礎理論研究部研究員
かねこ・よしひろ 同社会保障応用分析研究部長)

企業による福利厚生の動向

府川哲夫
(国立社会保障・人口問題研究所)

1. はじめに

企業は社会保障制度内で事業主負担を担っているのみならず、企業年金をはじめ独自の福利厚生に関する負担をしており、国際競争の観点からも企業負担についての関心が高まっている。これまで日本では家族の機能や企業の福利厚生の役割が小さくなかった。しかし、介護保険の導入に象徴されるように、家族の生活保障機能は低下しつつあり、国際競争にさらされている企業は生き残りのためにコスト削減に努め、企業福祉の役割も変化せざるを得ない。公的制度のスリム化や企業福祉の縮小はおのずから個人責任の拡大に向かうが、これらはいずれも相対的なものである。公的制度、企業、家族・個人の間の責任分担においてより良いバランスを見いだすためには、特定のトレンドを所与としないで社会保障と私的保障のインターフェイスに焦点を当てた解決策を見いだすことが重要であると考えられる。

企業を対象として2004年に実施された「福利厚生制度に関するアンケート調査」では、福利厚生制度、高齢者雇用、パートタイマー、業務のアウトソーシング、社会保険料についての考え方、について調査した。本稿はこの調査を用いて、企業年金の動向や社会保険料の事業主負担分に関する企業の考え方について、退職制度規模、高齢者雇用割合、パート費用割合等に焦点を当てた集計・分析を行った。

2. マクロの実態

厚生年金基金等の企業年金は現在民間サラリーマンの概ね半数をカバーしている。2001年で厚生年金加入者の34%が厚生年金基金に、29%が適格退職年金に加入していた。2002年4月から施行された確定給付企業年金法は、これまでの厚生年金基金の他に規約型企業年金と基金型企業年金（企業年金基金）の新たな2つの形態を設けるとともに、厚生年金基金の代行返上や制度間の移行を可能にする仕組みが講じられた。また、適格退職年金は新規の契約は認められず、既存の契約は10年以内に他の制度への移行などの対応をとることになった。日本版401kと呼ばれる確定拠出年金には企業型年金（事業主実施）と個人型年金（国民年金基金連合会実施）の2つのタイプが設けられ、2001年10月から施行されている（注1）。

2003年9月に厚生年金の代行返上による確定給付企業年金への移行の関係法令が施行され、厚生年金基金、確定給付企業年金（DB）、確定拠出年金（DC）という新しい企業年金の体系が整った。このうち、厚生年金基金に関しては、解散や代行返上による他制度への移行が進み、DB、DCが増加する傾向にある。2004年度の厚生年金基金数は838基金、加入員数は615万人；DBの件数は規約型479、基金型513；DCは企業型が1,402件、企業型加入者数125.5万人、個人型加入者数は4.6万人；適格退職年金加入員数は653万人であった（厚生労働省、2005）。

平成 14 年就労条件総合調査によると、企業が労働者を雇うと現金給与の他に賃金付随コストがかかり、労働費用は現金給与のおよそ 122% になる（表 1）。現金給与は企業規模別に格差があり（5,000 人以上は 30～99 人の約 1.6 倍）、賃金付随コストも企業規模の拡大とともに金額・率ともに大きくなつた。法定福利費は現金給与の 11.4%（企業規模別にも大きな差はなかつた）で、厚生年金保険料（事業主負担）が 6.2% と最も大きかつた。法定外福利費は現金給与の 2.8%、退職金等の費用は 7.0% で、両者とも企業規模間に大きな差があつた。

表1 労働費用の推移(常用労働者1人1か月平均)

(単位: %)

	1985	1988	1991	1995	1998	2001	企業規模別				
							30~99 299	100~ 999	300~ 4999	1000~ 以上	5千人
現金給与総額(千円)	306.1	333.6	382.6	400.6	409.5	367.5	301.1	328.2	344.4	402.7	467.8
現金給与=100.0とした%											
法定福利費	9.1	9.4	10.1	10.7	11.4	11.4	12.0	11.8	11.4	11.1	11.0
健康保険料	3.3	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6					
厚生年金保険料	3.8	4.3	4.9	5.6	6.3	6.2					
雇用保険にかかる額	0.9	0.9	0.9	0.7	0.8	0.8					
労災保険にかかる額	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7					
その他	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1					
法定外福利費	3.3	3.3	3.5	3.4	3.3	2.8	1.7	2.0	2.1	3.0	4.7
退職金等の費用	4.6	5.0	4.8	5.1	6.7	7.0	3.5	5.0	6.3	7.9	10.9
その他	1.3	1.7	1.8	1.3	1.2	1.1	0.8	1.2	1.3	1.3	1.1
労働費用総額	118.2	119.3	120.2	120.6	122.6	122.4	118.0	120.0	121.1	123.2	127.7

出典:労働省「平成10年賃金労働時間制度等総合調査報告」

厚生労働省「平成14年就労条件総合調査」

平成 15 年就労条件総合調査（本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業を対象に抽出した 5,300 企業を調査）によると、企業の退職給付（一時金・年金）の現状（2003 年 1 月 1 日現在）は次のとおりであった。

- 1) 退職給付（一時金・年金）制度のある企業の割合は 86.7% で、その内訳は「退職一時金のみ」が 46.5%、年金給付のある企業が 53.5% であった。
- 2) 退職給付（年金）制度の支払準備形態（複数回答）は適格退職年金 65.8%、厚生年金基金 46.5%、厚生年金基金と適格退職年金の併用 19.0% となっている。適格退職年金の支給期間は「有期」が 89.5% であった（大部分が 10 年の有期年金）。
- 3) 退職給付（年金）制度のある企業の割合は企業規模別に 1,000 人以上 89.0%、300～999 人 77.3%、100～299 人 65.3%、30～99 人 45.9% と低下した。退職給付（年金）制度のある企業のうち厚生年金基金のある企業の割合は企業規模別に 1,000 人以上 52.0%、300～999 人 39.5%、100～299 人 43.5%、30～99 人 47.8% と、企業規模別の差は比較的小さかった。
- 4) 勤続 35 年以上の定年退職者（2002 年 1 年間）の退職給付額（百万円）は、「大学卒（管理・事務・技術職）」26.1、「高校卒（管理・事務・技術職）」23.4、「高校卒（現業職）」17.6、「中学卒（現業職）」16.2 であった。企業規模別には 1,000 人以上 23.8、300～999 人 21.4、100～299 人 15.4、30～99 人 12.9（計：21.7 百万円）であった。

平成 17 年就労条件総合調査によると、定年制を定めている企業は 95 % (300 人以上ではほぼ 100%) にのぼり、一律定年制を定めている企業における定年年齢は 60 歳 91.1%、65 歳 6.1% 等であった。定年後の勤務延長制度又は再雇用制度のある企業は 77.0% で、その最高年齢は「65 歳又はそれ以上」の企業が 8 割を超えたが、適用対象者は「会社が特に必要と認めたものに限る」企業がおよそ 6 割であった。なお、2006 年度から施行される改正高年齢者雇用安定法では、65 歳未満の定年制をもつ企業に対して定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年制の廃止、のいずれかが義務づけられる。

3. 企業アンケート調査（福利厚生制度に関する調査：2004 年）

企業の福利厚生制度に関するアンケート調査は株式会社 UFJ 総合研究所に委託して 2004 年 11 月 5 日から 11 月 19 日の間に実施された。6,000 の企業に調査票を郵送し、留置・郵送回収による自記入式で調査され、有効回答数は 705 (12%) であった（注 2）。業種・企業規模別の抽出対象企業数と回答企業数は表 2 のとおりである。500～999 人の金融業や 1,000 人以上の運輸・通信業などでは回収率が高く、やや代表性の問題が生じていたが、倍率補正は行わなかった。

表2 回答企業数：業種・企業規模別

	抽出対象企業数				回答企業数			
	10～499	500～999	1,000～	合計	10～499	500～999	1,000～	合計
建設業	—	146	143	289	1	17	10	28
製造業	370	945	715	2,030	59	115	61	235
卸・小売業	247	641	335	1,223	20	48	21	89
金融業	—	132	214	346	0	28	14	42
不動産	—	37	25	62	2	2	2	6
運輸・通信業	—	270	173	443	3	33	38	74
電気・ガス・水道	—	7	16	23	0	2	4	6
サービス業	—	1,045	539	1,584	49	105	60	214
合計	617	3,223	2,160	6,000	138	354	213	705

山本（2005）より企業の全般的な回答状況をまとめると次のとおりである。

- ・法定外福利厚生制度を実施している企業は 9 割を超えた。一方で、法定外福利厚生制度を部分的に廃止しようとしている企業は 17% 程あった。
- ・何らかの退職年金制度をもっている企業はおよそ 4 分の 3 であった。企業が採用している退職年金制度は税制適格年金 43%、厚生年金基金 26%、確定給付企業年金 16%、確定拠出年金 9% の順であり（重複回答）、4 分の 1 の企業には退職年金制度がなかった。退職年金制度の労務費用に占める割合は 20% 未満と答えた企業が 76% であった。厚生年金基金のある企業の 4 分の 1 が既に代行返上していた。代行返上後の企業年金の形態に関しては、確定拠出型 26%、確定給付 21% であった。一方、税制適格年金の移り先は確定給付 20%、確定拠出型 19% であった。
- ・60 歳以上の継続雇用者がいる企業は 73% で、その人数は平均値 33 人、中央値 8 人であった。

継続雇用されるのは「会社が必要と認めた者に限る」が47%、「原則として希望者全員」は11%であった。

・パートがいる企業は74%で、その労務費用全体に占める割合は20%未満と答えた企業が約80%であった。パートに社会保険が適用されるようになったら「社会保険料を負担する」と回答した企業が5割あったが、「適用外になるよう労働時間を指導する」という企業が4割あった。約80%の企業が何らかのアウトソーシングを行っていた。

・現行の社会保険料の企業負担については負担が高い(80%)、先止まり感がない(49%)という回答が多かった。企業の社会保険料負担を引き下げるとして、その不足分の対応に関しては「消費税等の間接税を財源とすればよい」(52%)、「民間保険等の活用を通じて公的給付は削減すべき」(40%)という回答が多かった。

以下、企業の退職年金制度、60歳以上の継続雇用、パートタイマーの雇用について業種・企業規模別に詳しくみていくとともに、これらを類型化して社会保険料負担に対する企業の考え方などどのような差があるかを分析した。

(1) 退職年金制度

回答企業数705のうち退職年金制度のある企業は76%で、業種(建設業、卸・小売業、金融業で多く、サービス業で少ない)や企業規模(規模が大きいほど多い)に依存していた(表3)。退職年金制度がない企業はサービス業が多く、また、企業規模が500人未満では38%にのぼった。退職年金制度にかかる費用が労務費用に占める割合(以下、「退職制度規模」と略す)が20%以上である企業の割合は13%で、業種間・企業規模間に大きな差はなかった。

表3 退職年金制度のある企業:業種・企業規模別

(単位:%)

	退職年金制度のある企業の割合				退職年金制度が労務費用の20%以上である企業の割合				合計
	10~499	500~999	1,000~	合計	10~499	500~999	1,000~	合計	
建設業	-	-	-	89	-	-	-	-	16
製造業	59	87	97	83	6	22	3	13	
卸・小売業	80	88	90	87	19	12	11	13	
金融業	-	-	-	88	-	-	-	-	11
不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	73	-	-	-	-	11
電気・ガス・水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	53	64	63	61	23	12	16	15	
合計	62	77	82	76	14	15	11	13	

現在厚生年金基金のある企業は185社(回答企業の26%)で、この割合は必ずしも企業規模の拡大とともに増えるわけではなかった(表4)。厚生年金基金を採用している企業の代行制度に対する対応は、「既に代行返上した」24%、代行返上を考えている」18%、「代行返上を考えていない」59%であったが、代行返上しない割合は企業規模の拡大とともに低下した(表5)。既に代行返上して現在厚生年金基金を採用していない企業90社を含めると、回答企業の18%

に当たる 130 社が代行返上を経験した。なお、厚生年金基金を採用している企業に限って退職制度規模が 20%以上である企業の割合をみると 18%であった。

表4 厚生年金基金のある企業・業種・企業規模別

	企業数				割合(%)			
	10～499	～999	1000～	計	10～499	～999	1000～	計
建設業	7	25
製造業	15	37	12	64	25	32	20	27
卸売・小売業	7	20	6	33	35	42	29	37
金融・保険業	20	48
不動産業
運輸・通信業	19	26
電気・ガス・水道
サービス業	9	24	8	41	18	23	13	19
計	31	107	47	185	22	30	22	26

表5 厚生年金基金を採用している企業の代行部分についての対応

企業規模	回答企業数	代行返上を		
		既に行った	考えている	考えていない
10～499人	24	2	2	20
500～999人	101	25	18	58
1,000人以上	44	13	10	21
計	169	40 (24)	30 (18)	99 (59)

注:カッコ中は%

(2) 高齢者の継続雇用

60 歳以上の者を継続雇用する企業の割合は全体で 72%であったが、建設業で高く、金融・保険業で低かった（表6）。企業規模別には 1,000～2,000 人で高く、100 人未満や 2,000 人以上で低かった。

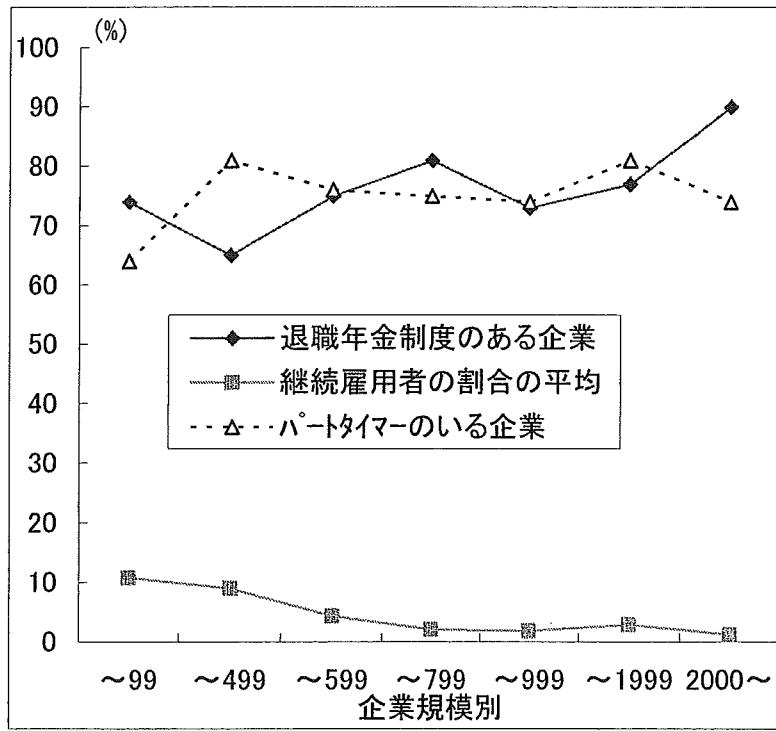
常用雇用者数に占める 60 歳以上の継続雇用者数の割合（以下、「60+割合」と略す）は全体で 3.9%であったが、運輸業（4.6%）やサービス業（6.1%）で高く、100 人未満の製造業や 100 人以上 500 人未満のサービス業で 10%以上と特に高かった（表6）。サービス業を除くと 60+割合は 3.9%から 3%に低下した。企業規模別に継続雇用者数の割合をみると、企業規模が小さい程高い傾向であった（図1）。

表6 業種別60十割合及びパート費用割合

(単位: %)

	60歳以上の継続雇用者がいる企業		パートタイマーのいる企業	
	企業割合	60十割合	企業割合	パート費用割合が20%以上である企業の割合
建設業	82	2.4	36	0
製造業	73	2.9	67	6
卸・小売業	70	1.5	85	22
金融業	62	1.0	90	0
不動産	-	-	-	-
運輸・通信業	74	4.6	66	14
電気・ガス・水道	-	-	-	-
サービス業	71	6.1	89	24
合計	72	3.9	76	15

図1



(3) パートタイマー

パートタイマーのいる企業は全体で 76% であったが、建設業では 4 割と極端に低く、金融・保険業やサービス業では 9 割の企業でパートタイマーを採用していた（表6）。企業規模別には 100 人未満を除いて大きな差はなかった（図1）。パートタイマーにかかる労務費用が全体の労務費用に占める割合（以下、「パート費用割合」と略す）が 20% 以上の企業は 15% と少なく（サービス業で 24%、卸・小売業で 22%：表6）、サービス業及び卸・小売業を除くと 7% に低下した。パートタイマーに社会保険が適用された場合の対応は a)「社会保険料を負担する」

57%、b)「社会保険が適用されない範囲に労働時間をとどめるよう指導する」39%、c)「派遣・請負など別形態の非正規労働者を増やす」28%、といった回答が多かった（重複回答）。業種別にはa)の割合が建設業（30%）で低く、b)の割合が建設業（55%）や運輸・通信業（59%）で高かったが、企業規模別には500人未満でc)の割合が18%とやや低かった以外は大きな差はなかった。

(4) 社会保険料に対する企業負担について

社会保険料の企業負担に関しては、81%の企業が「保険料負担が高い」と回答し、業種間・規模間の差は少なかった。また、29%の企業が「間接的に自営業者の負担も行っているのは不公平」と答えた（こちらも業種間・規模間に大きな差はなかった）。

分野別の社会保険料の事業主負担に関しては、その引き下げを求める声が一定程度あった：医療19%、介護20%、年金24%、児童手当15%。医療や介護に関しては企業規模の拡大とともに企業負担を許容する率が高まった（表7）。また、60+割合が5%以上の企業では企業負担軽減を求める率が極めて高かった：医療84%、介護68%、年金61%、児童手当48%。

表7 企業の社会保険料負担を小さくしたいと考える企業の割合（重複回答）：規模別

（単位：%）

企業規模	医療	介護	年金	育児
10～499人	28	28	24	20
500～999人	19	20	24	14
1,000人以上	14	16	22	14
合計	19	20	24	15

医療保険・介護保険における企業の社会保険料負担を引き下げるとして、その不足分の対応法を聞いたところ、消費税等、間接税の引上げ50%、公的給付の削減48%、高齢者の保険料負担又は自己負担の引上げ20%、という順に回答が多かった（重複回答）。業種や規模にかかわらずほぼ半数の企業が消費税等の間接税を挙げたが、給付削減や高齢者の負担引上げと回答した企業の割合は企業規模の拡大とともに増加した。60+割合が5%以上の企業では給付削減と答えた企業は35%と低かった（表8）。

年金における企業の社会保険料負担を引き下げるとして、その不足分の対応法を聞いたところ、消費税等、間接税の引上げ53%、公的給付の削減40%、高齢者の保険料負担又は自己負担の引上げ26%、という順に回答が多かった（重複回答）。消費税や給付削減と答えた企業の割合は企業規模によらなかつたが、高齢者の負担引上げと答えた企業の割合は建設業や1,000人以上の企業でやや多かつた。60+割合が5%以上の企業では給付削減と答えた企業は27%と低く、パート費用割合が20%以上の企業では消費税の引上げと答えた企業が多かつた（表8）。